

## 鳥取県企業局訓令第3号

鳥取県企業局職員研修規程を次のように定める。

平成24年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県企業局職員研修規程

鳥取県企業局職員研修規程（昭和38年鳥取県企業訓令第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、企業局企業職員（以下「職員」という。）の研修に関し基本的な事項を定め、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「所属長」とは、鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第7条第1項に規定する課の長及び同規程第13条第1項に規定する所の長をいう。

（研修の種類）

第3条 研修の種類は、職場研修、職場外研修及び派遣研修とする。

- 2 職場研修は、職員にその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の職務を通じて行う研修をいう。
- 3 職場外研修は、鳥取県総務部行財政改革局職員人材開発センター（以下「職員人材開発センター」という。）が企画し、実施する階層別研修、選択研修及び特別研修に職員を参加させて行う研修をいう。
- 4 派遣研修は、職員にその職務を遂行するために必要な高度な知識、技能等を習得させるため、国、他の地方公共団体等に職員を派遣して行う研修をいう。

（職場研修の実施）

第4条 所属長は、その所属する職員に対して、継続的に職場研修を実施するよう努めなければならない。

- 2 所属長は、職場研修を能率的に実施するために適当であると認める場合には、県の他の機関が実施する職場研修に所属する職員を参加させる方法によることができる。

（職場外研修の受講）

第5条 所属長は、所属する職員に職場外研修のうち階層別研修又は特別研修を受講させようとするときは、職員人材開発センターの長（以下「所長」という。）に研修予定者を推薦し、研修生の決定を受けなければならない。

- 2 職場外研修のうち選択研修の受講を希望する職員は、講座ごとに、所属長を通じて所長に申し込み、研修生の決定を受けなければならない。
- 3 所属長は、前2項の規定により研修生の決定を受けた職員が特別の理由により当該研修を受けることができなくなったときは、速やかにその旨を所長に通知し、研修生の決定の取消しを受けなければならない。

（職員の責務）

第6条 研修を受ける職員は、研修期間中は当該研修を実施する機関の定める規律に従い、研修に専念しなければならない。

- 2 研修を受けた職員は、その研修によって習得した知識、技能等を職場において活用し、研修の成果を業務に反映させるよう努めなければならない。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、派遣研修の実施その他職員の研修に関し必要な事項は、企業局長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年9月7日から施行する。